

氏名	筧 田 知 義 とい だ とも よし
学位の種類	教育学博士
学位記番号	論教博第24号
学位授与の日付	昭和56年1月23日
学位授与の要件	学位規則第5条第2項該当
学位論文題目	旧制高等学校教育の成立

論文調査委員 (主査) 教授 蜂屋 慶 教授 本山幸彦 教授 兵頭泰三

### 論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、創設より大正7年(1918)の「高等学校令」までの間を中心とし、その後の拡充を含めて、旧制高等学校の教育を研究対象とし、その成立と定着の過程を明らかにし、そこでの教育の実態を生活指導の側面から研究した結果をまとめたものである。

旧制高等学校は、明治19年(1886)の「中学校令」によって高等中学校として発足し、昭和25年(1950)に廃止された。戦前の学校制度による旧制高等学校の教育に対する研究としては、中島太郎氏の研究「旧制高等学校制度の変遷Ⅰ—Ⅳ」(1957～1965)のほかは、部分的、断片的な考察を試みているものがある。

本論文は、旧制高等学校の教育が、小学校、中学校、大学などと異なる特色をもち、我が国の学校教育に対して重要な役割を果たしていたことに着目し、旧制高等学校の教育そのものを研究対象としている。

第一章「高等中学校の成立」は、旧制高等学校の前身である高等中学校の創設、その教育理念、教育方針、及びそれにもとづく生活指導について論述する。まず高等中学校のさらに前身である東京大学予備門及び大阪中学校の役割について考察する。次に、大学の前段階の学校として創設された高等中学校が制度としては大学より独立した学校として五つの地区に設置され、完成教育と大学入学のための予備教育の二つの役割を担っていた。しかし、実情としては、高等中学校への入学者の学力を補うため、予科、補充科を持たねばならなかったことを明らかにしている。教育方針としては、一般的には国家主義的であり、国家有為の人材の育成を目ざし、大学入学の基礎教育として学科の教授に重点をおくのであるが、予備門における杉浦重剛の「生徒心得七ヶ条」、第一高等中学校の木下広次校長の「自重、自敬、自主」の強調に見られるように、全体的な人間形成を意図しており、しかも分散設置、経費の地域負担と相俟って、各高等中学校が地域性を背景として独自の教育方針を立てて、生徒の学校生活に対する指導を行ったとする。しかし「倫理教室」「全寮制度」「制裁制度」を設け、生徒の自主性を重んじた第一高等中学校のほかは、各校とも管理的な生活指導であったことに論及している。

第二章「高等中学校の生徒生活」は、高等中学校が学科の教授のみでなく、生徒の生活全般を重視して生活指導を行ったこと、とくに、その方法として寄宿寮の生活と課外活動を重視したことを述べている。

高等中学校の寄宿寮が、初期においては、規約万能、舎監絶対の制度をとり軍隊式の指導を行ったが、第一高等中学校の木下校長が、全寮制度のもとでの生徒自治による人間形成を意図したことによって、他の寄宿寮とは異った教育的役割を担うことになった経過を跡づけ、さらに第五高等中学校の寮自治である「自炊制度」の内容を明らかにする。そして寄宿寮を根源として発生した「校風」が、学校の教育方針であると同時に生徒自身の思想と生活様式として受容られ、絶えず大きな関心をもって検討されたことを考察している。高等中学校の校風が学校側から提起された一面をもつとともに、校風の形成過程に生徒が参与し、生徒による校風論として展開したことを、寮史、校友会雑誌などの資料によって究明し、高等中学校における生徒の校風論が、学校の教育方針に従順に適応し、忠君愛国を基礎とした指導者としての資質の形成を強調し、これに地域性を加味したものに止まっていたとしている。

第三章「高等学校の成立」は、明治27年(1894)の「高等学校令」によって、高等中学校が高等学校と名称を変更するとともに、法規上は専門学科の教授が主たる課程とされたが、実際には、規程上は従なる課程とされた大学予科としての役割が重視され社会の評価と相俟って、ついには大学予科の課程のみになる経過を示すとともに、高等中学校及び高等学校における入学者選抜方法が、入学難による入学者の高齢化と他の段階の学校教育に及ぼす影響から、幾度も改革された経過を考察している。高等中学校の尋常中学校に対する指導が、教育内容、教育方法にまで及んだ実態を、第三高等中学校の招集による「第三高等中学校設置区域内尋常中学校会同」(1893)の議事録によって明らかにしている。さらに、三校を新たに増設し、第八高等学校まで整備された高等学校が、いずれも、大学予科としての課程のみをもつことになった経過を解明する。また、高等中学校より高等学校の整備に到る間に実施された入学者選抜制度については、各校単独の選抜と全国共通試験による選抜、単独選抜においても適格者選抜の方式と競争試験の方式、一部推薦制の採用と試験科目、などについて各高校の事例にもとづいて、綿密に解明し、改善の努力にもかかわらず、通学の便宜などの地域の要望や入学難緩和の問題を究極的には解決するに到らなかっただけでなく、学校格差を生み出すことになったことを見出している。

第四章「高等学校の生活指導」は、生徒の生活指導に関する学校の規則、項目と、教師の役割及び指導組織を明らかにするとともに、学校の生活指導に対する生徒の反撥について述べている。生活指導を“教科指導の領域以外で、学校が計画し、実施した諸活動”と規定し、高等学校の生活指導の基本的方針と具体的内容は、学校が制定した「生徒心得」にみるができるとする。そして、第三高等学校の「生徒心得」を中心に、第一高等学校、第四高等学校、山口高等学校の「生徒心得」乃至「学生心得」を考察している。その内容は、教育目標としての人間像を提示し、そこには国家の要求にこたえる人間像と並んでより広い理想的人間像が示されていることと、その他は、生徒の学校内における行動様式に関する規定であることを明らかにしている。規約の制定にあたっては学校が行う場合と、生徒が作製し学校が認可する場合があったことを示し、後者の例として第三高等学校の「学生規約」をあげ、自治の精神を、形式的にせよ、生徒の生活全般に拡大する意味をもったことを指摘している。生活指導の組織としては、教師の役割を重視し、学級担任制をとったことをその事例として第一高等学校、第二高等学校、山口高等学校について考察する。また、生活指導における学校と生徒の対立については、主として、第二高等学校における「ストライキ」事件(1897)をとり上げ、学校の生活指導が学習中心の生徒生活を指向していたのに対して、

生徒は「活気充溢し、人格を養成する生活」を望み、新しい指導方針を要求したことにその原因の一つを見出している。さらに、日清戦争後の社会的風潮の影響による生徒の校外生活の弛緩に対して、生活指導が重視されたことを示し、とくに「禁酒」を強調したことについて述べる。

第五章「高等学校の生徒生活」は、寮制度の全国的な定着過程、及び寄宿寮における生徒の自治要求の内容と限界を明らかにするとともに、「全寮制」の理念と校風論との関係を考察し、学校生活観の生徒間の対立と変遷について論述している。高等学校の発足当時、寄宿寮の生徒自治を認めていたのは第一高等学校のみであり、その寄宿寮は、「全寮制」であった。その他の高等学校は全寮制でなく、自治も一部か、または殆んど認められていなかったとする。つづいて、第一高等学校の影響による自治要求の発生と自治寮が普及する過程を解明し、自治要求と舎監制度の対立が、寮生活の教育的意義に対する学校と生徒の見解の対立であることを示している。また、寮自治が基本的には、規律ある学校生活の指導であるとする学校側の教育観に貫ぬかれており、そこに生徒自治の限界があったことを、第三高等学校、第四高等学校、第六高等学校の事例を通して考察している。また、第一高等学校の全寮制と「籠城主義」は、生徒の内面的自主性を尊重したとは云え、生徒に共通の生活様式を習得させようとする学校の意図があり、これは他の高等学校にも共通していた。そこに団結を強調する団体主義があった。このような寄宿寮を中心として生まれた校風論のもつ生徒生活の画一化に対する反撥が日清戦争以後校風批判となり、「校風無用論」に進み、全寮主義対「個人主義」の対立となった過程を考察し、第一高等学校において「個人主義」が出現したことは、高等学校生徒の意識と行動様式に新しい局面を開いたものと云えるとする。

第六章「高等学校の拡充」は、大正7年(1918)の高等学校令の成立過程と定着状況について述べている。高等学校の改革問題が、在学年限の短縮と入学困難の緩和に対する要望から起こり、大正期の経済的好況を背景として論ぜられ、その結果新しい「高等学校令」の制定となった過程を解明している。この高等学校令の特色は、高等学校の教育を大学予科から高等普通教育に変更し、修学年限を、中学教育を含めて7年とし、新しく公立、私立の高等学校の設置を認めた点にあった。しかし、実際の定着は、教育内容に実質的变化をもたらさず、7年制の原則は、増設段階に入って不況に向うことになったこともあって、官立では増設17校の中16校が3年制、東京高等学校1校が7年制であった。公立、私立の7年制高等学校は7校であった。むしろ中学校4年修了による入学を認めて修学年限の短縮をはかったことが中学校の教育に大きな混乱をもたらしたことを明らかにしている。また、大正期後半の経済と財政の状況から、増設にあたっては、創設経費を地元負担金に依存した実情を詳しく究明し、設置場所の決定にも事実上地元負担金に関連していたことを考察している。さらに、地方自治体及び地域住民が創設のための経済的負担をしてまでも、設置を歓迎した実情を示し、その理由を、地域住民の子弟の入学の便宜、英才の輩出による地域発展への期待、中学教育の発展、設置府県のイメージの向上と都市機能の向上の諸点に見出している。公立、私立の高等学校の創設の理由としては、官立高等学校の量的、質的、両面の欠陥を補ふことであったとし、とくに、官立高等学校が依然として大学予科であったのに対して、私立の高等学校が、それぞれ独自の教育理念に基づいて設置され、新しい様式の高等学校教育の出現となったことを考察する。

第七章「高等学校の増設と生徒指導」は、大正7年(1918)の制度改革以後に新しく設置された高等学校の生徒指導の理念と具体的内容について考察している。新設の官立高等学校が、既設の高等学校の生活指

導の方針と方法を基本的には継承していることを、山口高等学校、山形高等学校の事例を通して明らかにする。これに対して、私立の高等学校では、その創設と経営にあたって、既設の官立高等学校とは異なる教育理念と教育方法を必要としたことを考察し、独自の教育理念として、武蔵高等学校の少人数教育による個性伸長、甲南高等学校の「個性尊重の教育」と体育の重視、成蹊高等学校の人格教育・国際教育を標榜してのパブリック・スクールの教育方式の採用、成城高等学校における「全人教育、個性尊重、自学自治」があり、これらの理念が教育方法として、服装、大食堂、寄宿寮の新しい形態、ダルトン・プランの採用などとして具体化されていることを、学校側の資料と教育をうけた生徒の経験を通して、詳細に論述し、そこに見られる共通の特色として、少人数教育によって、学科の教授と生活指導の両面にわたって指導を徹底したことと、大正自由教育の影響をうけて、個性尊重の教育を学校の方針としていることとの二点を見出している。

「まとめ」は、本論文が、旧制高等学校の廃止（1950）に到るまでの研究計画の前半にあたるので、中間的結論として、本論文に示されている研究結果をまとめたものである。旧制高等学校の教育は、制度上の理念の改革にもかかわらず一貫して大学予科としての教育であったが、その教育を受けたものと、それに携ったものから極めて高い評価を受けていることに着眼し、その成立過程と運営の実状、とくに生活指導の内容と方法を、学校側からとらえるとともに生徒の手になる感想や意見を通して解明し考察したものであることを述べる。旧制高等学校が、我が国の戦前の学校教育において特色ある位置と役割をもち、分散設置された指導者養成の関門として、一方では受験体制の根源となるとともに、他方では、大学入試に拘束されることなく、可能な範囲内においてではあるが生徒の自主性を尊重し、自覚による人間形成を意図し、その成果を上げたとしている。そして、成果を上げることができた条件として、困難な入学試験をのりこえた生徒の自負心、学校規模の適切、大学入学の保証からくる学校生活の自己目的性、生徒の生活全体への指導と方法上の創意を挙げ、これらの諸点は、現在の学校教育の考察においても、検討されるべき点であると結論している。

## 論文審査の結果の要旨

論文審査の結果を以下の4点にまとめて述べる。

1. 我が国の戦前の学校教育において、旧制高等学校が果たした役割に着眼し、その成立と定着の過程及び生活指導の方針と内容を解明していること、旧制高等学校が創設の意図においては、専門学科の課程に重点を置いたにもかかわらず、実質的には帝国大学予科としての課程として定着し、国家のための指導者養成の機関となり、所謂「自主」も「自治」もそこに限界を持っていたことを明らかにしたこと、さらに限界内の自主と自治ではあったが、広く人間形成を意図したことが、国家的自覚と自主性の養成に関して教育効果をもたらしたこと、これらの点を解明し考察したことは、旧制高等学校の教育を対象とする先行研究が稀少であることに鑑み、新しい研究領域に対する開拓的研究として評価すべきであろう。
2. 旧制の高等中学校及び高等学校において採用された入学試験制度を詳細に検討し、学校単独選抜と全国共通の総合選抜、入学試験科目の検討、推薦制の問題、さらにいずれの方式による選抜においても生じる学校間格差の問題などを考察し、我が国の入学試験制度の諸類型とその問題点がそこに見出される

ことを指摘していることは、入学者選抜方法の研究に新しい貢献を加えたものとするができる。

3. 旧制高等学校における生活指導について、学校と生徒がともに重視した寄宿舎（寮）生活と校風論をとり上げ、第一高等学校にその典型が見出されるように、全寮制度、寮生活における生徒自治、制裁などが、学校から与えられたものであり、国家のための指導者教育を志向していたことを示し寮生活をめぐっての自治要求と校風論の展開過程に重点をおいて考察したことは、旧制高等学校の教育の特色をとらえる視点として適切であり、未開拓な研究分野に対する独創的な研究として評価することができる。
4. 高等学校の増設について、創設経費の地元負担に着目し、設置の実態を考察していることは、社会的背景への関心を示すものであり、また、私立高等学校の教育理念と生活指導の方法との関連を具体的に究明したことは、ともにすぐれた点であると云えよう。

以上の諸点とともに、本論文が、公的資料よりも、むしろ旧制高等学校教育を実際に行った学校のもつ資料と、その教育をうけた生徒の示した資料に重点をおいて研究を進めたことは、実践された教育の具体的内容の解明に極めて適切であり、すぐれた研究成果を示した理由の一つとして評価できる。

しかし、これらの長所をもつ本論文にも、なお再考を希望したい点がある。それは教育実態の解明の詳しさに比して、全体を一貫する理論的考察が、やや不足していると思われることであり、また、旧制高等学校の設置と教育内容に対する社会的諸要因の影響についての考察が消極的なことである。もちろん、本論文の扱った時点までは、旧制高等学校の生徒生活に対する政治的、経済的、社会的状況の影響はそれ程大きくなかったとの判断によるものと考えられるが、これらの社会的状況との関係の解明にはなお若干不満が残る。しかし、このような問題点は、いずれも本論文の研究目的の達成に対して致命的な欠陥となるものではなく、本論文をより充実したものにしたという希望からの指摘である。

よって、本論文は教育学博士の学位論文として価値あるものと認める。